

青森公立大学事務局規程

平成21年4月1日
規程第23号

改正 平成21年 5月規程第137号
改正 平成22年 3月規程第 8号
改正 平成23年 3月規程第 6号
改正 平成27年 3月規程第 2号
改正 平成28年 3月規程第 9号
改正 平成30年 3月規程第 5号
改正 平成31年 3月規程第 3号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学学則（平成21年規程第1号）の規定に基づき、青森公立大学事務局の組織、所掌事務及び職制に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局に総務企画グループ及び教務学事グループを置く。

2 前項のグループにチームを置く。

(所掌事務)

第3条 総務企画グループの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の保管に関する事項
- (2) 文書の收受、発送及び保管に関する事項
- (3) 規程の制定及び改廃に関する事項
- (4) 法令解釈及び運用に関する事項
- (5) 教職員の人事、給与、服務その他身分に関する事項
- (6) 教職員の福利厚生に関する事項
- (7) 学内事務の連絡調整に関する事項
- (8) 理事会、経営審議会、教育研究審議会、部局長会議、教授会その他総務企画に係る会議に関する事項
- (9) 大学広報に関する事項
- (10) 共同研究等の交流事業に関する事項
- (11) 他大学及び他大学院との連携に関する事項
- (12) 地域連携センターに関する事項
- (13) 国際芸術センター青森に関する事項
- (14) 学内の整備、清掃及び取締りに関する事項
- (15) 施設の維持管理に関する事項
- (16) 教員住宅に関する事項
- (17) 交流施設に関する事項

- (18) 予算の編成に関する事項
- (19) 予算の執行に関する事項
- (20) 決算の調製に関する事項
- (21) 財務及び経理に関する事項
- (22) 契約の管理に関する事項
- (23) 物品の管理に関する事項
- (24) 情報システムの管理及び運営に関する事項
- (25) 情報処理に関する教育の支援に関する事項
- (26) 情報システムの利用促進に関する事項
- (27) その他事務局の運営に関する事項

2 教務学事グループの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育課程、授業、休業及び休講に関する事項
- (2) 学生の試験、成績及び学籍に関する事項
- (3) 学生の募集、入学試験、入学、卒業及び修了に関する事項
- (4) 学生の退学、休学及び除籍に関する事項
- (5) 入学料及び授業料その他学納金に関する事項
- (6) 奨学金の貸与及び奨学生の指導に関する事項
- (7) 学生の賞罰に関する事項
- (8) 学割及び諸証明に関する事項
- (9) 学生の保健衛生管理に関する事項
- (10) 学生の生活相談に関する事項
- (11) 学生の宿舎斡旋に関する事項
- (12) 学生の就職指導及び斡旋に関する事項
- (13) 卒業生及び修了生との連絡に関する事項
- (14) 後援会等への支援に関する事項
- (15) 図書館における貸出し及び読書案内に関する事項
- (16) 図書館における調査研究の援助に関する事項
- (17) 図書館資料の保存及び除籍に関する事項
- (18) 図書館資料の受入れに関する事項
- (19) 図書館資料の整理、修理及び製本に関する事項
- (20) 図書館の広報に関する事項
- (21) 図書館運営委員会及び図書館資料選定委員会に関する事項
- (22) 教務学事に係る会議に関する事項

(職制)

第4条 事務局に局長を、グループにグループリーダーを、チームにチームリーダーを置く。

2 事務局に次長又は参事を置くことがある。

3 局長、グループリーダー及びチームリーダーは、上司の命を受け事務局、グループ及びチームの所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 次長及び参事は、上司を補佐し、事務局及びグループの事務を処理する。

5 グループに置く職員の職名は、副参事、主幹、主査及び主事とする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年規程第137号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成21年5月19日から施行する。

附 則 (平成22年規程第8号)

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年規程第6号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第2号)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第9号)

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第5号)

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第3号）

（施行期日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。